

## 第31回人口・社会統計部会結果概要

1 日 時 平成23年11月21日（月） 14:00～17:00

2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室

### 3 出席者

（部 会 長）津谷典子

（委 員）廣松毅、白波瀬佐和子

（専 門 委 員）原ひろみ、水野谷武志

（審議協力者）財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

（調査実施者）総務省統計局：栗原労働力人口統計室長ほか

（事 務 局）内閣府統計委員会担当室：空閑調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか

4 議 題 労働力調査及び就業構造基本調査の変更等について

### 5 概 要

#### （1）前回部会で出された意見等について

ア 「C3 前職の離職理由」（就業構造基本調査）の選択肢のうち、「収入が少なかったため」と「労働条件が悪かったため」を「労働条件が悪かったため（収入が少なかったなど）」に統合することについては、総務省統計局（以下「統計局」という。）から、前回部会での指摘を踏まえ、選択肢の統合を取りやめ、平成19年調査と同様、別々の選択肢とする旨の回答がなされ、適当とされた。

イ 「E 育児・介護の状況」（就業構造基本調査）の設問のうち、一つ目の設問の「ふだん育児（又は家族の介護）をしていますか」の「ふだん」と、これに続く設問の「この1年間に育児休業（又は介護休業）などの制度を利用しましたか」の「この1年間」との整合性については、統計局から、「この1年間」を「現在」とすると短期間の休業利用者が十分に把握できないおそれがあること、また、単に「過去」とすると過去の制度利用者が全て含まれてしまい、育児と育児支援制度の利用の関係についての分析上支障があること等から、いずれも適切な把握できないと考えられるため、原案どおりとしたい旨の回答がなされ、適当とされた。

ウ 「A1の3 雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間」（就業構造基本調査）における1回当たりの雇用契約期間の選択肢のうち、「1か月以上1年以下」については、統計局から、前回部会での指摘を踏まえ、「1か月以上6か月以下」及び「6か月超1年以下」の二つに分割する旨の回答がなされ、適当とされた。

主な意見は以下のとおり。

○ 非正規雇用者の雇用契約期間等に関する労働政策研究・研修機構の調査結果によると、1回当たりの雇用契約期間は6か月、12か月のほか、3か月の割合も高いので、この状況を把握できるよう更に選択肢を細分化することはできないか。

→ 当該調査結果では、12か月が42%、6か月が31%、3か月が12%の割合である。一方、平成19年の就業構造基本調査の結果では、雇用形態別雇用者数のうち臨時雇（雇用契約期間：1か月以上1年以内）の割合は全体の11.3%であり、全体として見れば3か月の割合は

更にその 1/10 の 1%程度とみられることから、選択肢を細分化する必要性は低いものと考えられる。

- 非正規雇用の実態把握は重要と考えるが、就業構造基本調査において非常に詳細な部分まで把握することは困難であるとする。今回の調査の結果を踏まえ、必要に応じて、今後検討することとしてはどうか。

## (2) 個別論点の審議について

### ア 調査事項の変更について

#### (ア) 東日本大震災の仕事への影響について把握するための追加(就業構造基本調査)

東日本大震災への仕事への影響について把握する調査事項に関し、審議が行われ、変更案は適当とされた。ただし、本事項は報告者全員が記入する事項であることをより一層明確にするための対応を行うこととされた。

主な意見は、以下のとおり。

- 本調査は国勢調査の調査区に基づいて調査対象世帯を抽出するが、被災地域における調査において実際に避難した者に調査票が配布されるのか。また、全国的に被災者の世帯の出現率はどの程度を見込んでいるのか。

- 被災地域については、標本設計の際、仮設住宅地区の情報を収集し、それを層化の中に組み込む形にして仮設住宅世帯の一定割合を調査対象とすることとしている。また、内陸部に避難している人については、他の調査世帯と同様に調査される。

ハローワーク(職業安定所)から震災後雇用保険離職票等の交付を受けた者の数だけでも 18 万人おり、本調査が 1/100 抽出であることからみて、少なくとも数千人は出現するのではないかと、その他当該交付を受けていない被災者を含めるとかなりの数になるものと考えられる。

- 本調査は、調査規模が大きいことから、東日本大震災の被災者として、東北 3 県(岩手県、宮城県及び福島県)内の者のみならず、全国各地に避難した被災者についても、震災発生の前後における仕事への影響を把握することが可能であり、非常に有用と考えられる。その意味で、本調査事項が、全ての報告者を対象としたものであり、東北 3 県の被災者のみを対象としたものでないことをより明確にすべきでないか。

- 全ての報告者が対象であることを明示することは重要と考えており、調査事項の見出しに「(全員が記入してください)」と付しているところ。

- 被災者は東北 3 県以外の 44 都道府県にも避難しており、また、本調査は全国調査であるので、本調査事項が東北 3 県の者を対象としているものと誤解されないようにすることが必要である。このため、報告者全員が記入する事項であることをより一層示すため、文字の色彩やレイアウト等に工夫していただきたい。

#### (イ) その他

##### 教育区分について把握するための変更等

教育区分の把握に係る調査事項について審議が行われ、変更案は適当とされた。

主な意見は、以下のとおり。

- 「E1 教育」において「卒業」の選択肢のうち、「大学・大学院」を「大学」と「大学院」に分割(労働力調査特定調査票)
  - ・ 時系列比較との関係で難しい面もあるが、今後、高校中退者だけでなく、大学や大学院の中退者に係る就業状況の把握についても考えていくことが必要ではないか。

→ 中途退学の問題は重要であるが、本調査事項は、就業者の基本的な属性を把握するためのものであり、中退者の把握のために選択肢を大幅に変更すると、統計の時系列性を損なう恐れがあるため、選択肢を大幅に変更することは好ましくないと考える。

○ 「4 教育」において「卒業時期」の追加等（就業構造基本調査）

・ 具体的な卒業年次については、昭和 58 年（1983 年）以後に限らず、昭和 57 年（1982 年）以前に卒業した者を含め、全員に尋ねてはどうか。

→ 若年層の雇用の分析の観点からバブル期や就職氷河期等の時期が含まれるようにするとともに、報告者負担の観点もあるため、具体的な卒業年次の記入は昭和 58 年（1983 年）以後の者とするのが適当と考えている。

→ 全ての調査対象者に対し記入を求めるとなると、特に高齢者にとっては大きな負担となり、調査票の最初の部分にある本調査事項で記入を止めてしまうおそれもある。また、卒業年次の把握を通じて労働市場の状況をみるという観点からも、本変更案で差し支えないのではないかと考える。

**社会保険の受給状況について把握するための変更等**

「6 収入の種類」（就業構造基本調査）において、世帯全体の収入から世帯員ごとの収入を把握できるよう社会保障給付に係る選択肢の追加等について審議が行われ、変更案は適当とされた。

**農林漁業への就業希望者について把握するための変更等**

「B 3 希望する仕事の種類」（就業構造基本調査）において、就きたい仕事の種類に係る選択肢の変更等について審議が行われ、設問文の書きぶりや選択肢の並びについて、再度整理することとされた。

主な意見は、以下のとおり。

○ 本調査事項は、就きたい職種や職業を把握するための設問と思われるが、選択肢の中にはこの点が判然としないものもあるので、設問文において、職業等を把握するための設問であることを明確にすべきではないかと考える。

→ 「どのような仕事（職業）に就きたいのか」といった整理が考えられるのではないかと考える。

→ 検討することとしたい。

○ 選択肢の順番については、構成比の高いと思われる職種または明らかに職種と分かるものから順に並んでいた方が報告者にとって答えやすいのではないかと考える。

→ 設問文の書きぶりと併せ、選択肢の順番について検討していただきたい。

④ **居住地及び年収について把握するための変更等**

「5 居住地について」に係る調査内容の変更（就業構造基本調査）及び「A 6 1年間の収入」に係る選択肢の分割（就業構造基本調査）について審議が行われ、変更案は適当とされた。

主な意見は、以下のとおり。

○ 原案の「住むことにした理由」に係る選択肢は、現在の居住地に長く住んでいる者にとって選びにくいのではないかと考える。その場合、「その他」を選ぶことになるのか。

→ 住んでいる期間に関係なく、該当する理由の選択肢を選ぶことになるので、必ずしも「その他」を選ぶことにはならないと考えている。

**調査事項の削除**

削除することが計画されている調査事項について審議が行われ、変更案は適当とされた。

主な意見は、以下のとおり。

○ 「A 9 現職への就業理由」（就業構造基本調査）については、時系列的に大きな変化

がないことや、他の調査事項の追加等の関係で削除するのはやむを得ないが、できれば残していただきたい調査事項である。

→ 他の項目との関係から平成 24 年調査において削除することはやむを得ないが、平成 29 年調査の調査計画の策定に当たって、本調査事項を再度設けることについて検討する旨を答申で整理することとする。

### 調査事項の検討

今回変更を予定していないが、総務省統計審査官室において検討の余地があると考えている調査事項について審議が行われ、原案どおりで適当であるとされた。

主な意見は、以下のとおり。

- 「④ 配偶の関係」(労働力調査基礎調査)及び「1 氏名・男女の別及び配偶者(妻又は夫)の有無」(就業構造基本調査)の選択肢の順番については、結婚したことがない、結婚したことがある者の中で、現在配偶関係がある者、ない者ということで、原案のとおり「未婚」、「配偶者あり」、「死別・離別」となっている方が分かりやすいのではないかと。また、近年、離別、死別が増加していることから、「死別・離別」を「離別」及び「死別」に分割できないか。
  - 厚生労働省が実施している国民生活基礎調査(基幹統計調査)では、配偶関係の設問において「配偶者あり」の選択肢を最初に持ってきている。これは当省が実施する施策の多くが配偶者のある世帯を前提としていること等に起因している。また、当省の施策の対象として母子世帯や父子世帯があり、この関係で、離別か死別かをきちんと把握することが必要であることから、当該調査においては「離別」と「死別」を別個の選択肢としている。
  - 実査を担当している立場からすると、「離別」についてすごく敏感な者が多いことから、これが目立つ形となると調査対象世帯から回答が得られにくくなるため、「離別・死別」を分割しないでいただきたい。
  - 選択肢の順番は報告者の考える論理の順番に沿っていると考えられることや、実査を行う現場の意見を踏まえ、選択肢の順番及び区分は原案のままをしたい。

## イ 調査方法の変更について

### (ア) インターネットを用いた回答方式の対象地域の拡大

就業構造基本調査において、インターネットを用いた回答方式の対象地域を拡大することについて審議が行われ、変更案は適当とされた。

主な変更は以下のとおり。

- 東京都においては、都下全域でインターネット方式を導入することとしているが、インターネットによる報告者は日中不在であるため、回答内容に対する疑義照会にどのように対応するかといった点を懸念している。
- インターネットでの回答のあった調査票に係る審査体制や審査方法について検討いただきたい。特に自由記入欄に係る照会、例えば十分な産業分類ができないといった旨の統計局からの連絡はできるだけ速やかに行っていただきたい。
  - インターネット方式においては、回答が完了しなければ調査票を送れない仕組みとすることについて考えている。また、職業と産業を記入する自由記入欄については、問題のあるようなケースをリストアップして地方に連絡するような仕組みを考えているところである。
- 平成 19 年調査では、インターネット方式についてはどのような課題が得られたか。また、

インターネットによる回答は都道府県に行くのか、仕組みはどうなっているのか。

→ 導入地域が小規模であったため、特段課題となるような点はなかった。また、インターネットによる回答は一義的には国に集まるが、世帯からの調査票の回答状況は地方の方で常時確認できるようにする。また、先ほど言ったとおり、回答の中で不備があるものをピックアップして、なるべく早く地方に連絡できる仕組みを検討しているところである。

○ 様々な対策を事前に想定し、できる限りの対応をしていただきたい。

### (イ) コールセンターの設置

就業構造基本調査において、コールセンターを導入することについて審議が行われ、変更案は適当とされた。

### ウ その他事項

○ 労働力調査と就業構造基本調査との間で、以下の類似する内容の調査事項について、選択肢の順番が揃っていないため、検討していただきたい。

- ・ 「C 2 就業希望がありながら求職活動をしていない理由」(労働力調査特定調査票) 及び「B 6 求職活動や開業準備をしていない理由」(就業構造基本調査)
- ・ 「D 2 前の仕事の勤めか自営かの別」(労働力調査特定調査票) 及び「C 4 前の仕事の勤めか自営かの別・勤め先における呼称」(就業構造基本調査)
- ・ 「D 6 前職の離職理由」(労働力調査特定調査票) 及び「C 3 前職の離職理由」(就業構造基本調査)

→ 同じような内容の調査項目について、回答の選択肢の順番が少し違うとの指摘である。選択肢の順番について再度確認・整理し、その結果を次回部会で説明してもらうこととする。

## 6 次回予定

次回部会は、平成 23 年 12 月 9 日(金)(14:00 開始予定)に、総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室で開催することとされた。

なお、次回の部会では、今回の審議で示された要検討事項、結果表に対する意見等及び今回審議されなかった論点などについて、審議することとされた。